

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成30年4月26日(2018.4.26)

【公開番号】特開2017-15452(P2017-15452A)

【公開日】平成29年1月19日(2017.1.19)

【年通号数】公開・登録公報2017-003

【出願番号】特願2015-130066(P2015-130066)

【国際特許分類】

G 01 N 35/10 (2006.01)

【F I】

G 01 N	35/10	F
G 01 N	35/10	Z

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月16日(2018.3.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

分析対象の試料を試料容器から反応容器に分注する試料プローブと、
分析に用いる試薬を試薬容器から反応容器に分注する試薬プローブと、
前記反応容器に収容された試料と試薬との反応液を分析する分析機構と、
前記試料プローブを洗浄するための洗浄液を貯留し、前記試料プローブを前記洗浄液に
浸漬して洗浄する試料プローブ洗浄容器と、
前記試料プローブ洗浄容器の下方から前記試料プローブ洗浄容器に前記洗浄液を供給す
る洗浄液供給機構とを備え、

前記試料プローブが前記試料プローブ洗浄容器に挿入されて前記洗浄液に浸漬された状
態で、前記試料プローブ洗浄容器の下方から前記洗浄液を供給して前記試料プローブの洗
浄を行う洗浄処理、および前記試料プローブ洗浄容器の洗浄液の置換処理を実施し、

前記試料プローブは、先端の外径が、前記洗浄処理において前記洗浄液の液面に位置す
る部分の外径よりも小さくなるように形成されるとともに、

前記試料プローブ洗浄容器は、その内側の形状が、前記洗浄処理において前記試料プロ
ーブの外形に沿うように形成されたことを特徴とする自動分析装置。

【請求項2】

請求項1記載の自動分析装置において、

前記試料プローブは、前記洗浄処理における前記洗浄液の液面に位置する部分に形成さ
れた基部と、前記基部よりも先端側であって前記基部よりも外径が小さくなるように形成さ
れた先端部と、前記基部と前記先端部との間に配置されて前記基部と前記先端部の外径
を滑らかに繋ぐように形成されたテーパ部とを有し、

前記試料プローブ洗浄容器の内側の形状は、前記洗浄処理において、前記試料プローブ
の基部と対向する第1の内壁部と、前記先端部と対向する第2の内壁部と、前記試料プロ
ーブのテーパ部に沿うように形成された第3の内壁部とを有し、

前記洗浄処理において、前記試料プローブ洗浄容器の第3の内壁部の上端と下端の間に
前記試料プローブの先端部の上端が位置し、前記第3の内壁部の上端よりも上方に前記試
料プローブのテーパ部の上端が位置することを特徴とする自動分析装置。

【請求項3】

請求項 1 記載の自動分析装置において、

前記試料プローブは、前記洗浄処理時において前記洗浄液の液面位置に位置するように形成された基部と、

前記基部よりも先端側であって、前記基部よりも外径が小さくなるように形成された先端部と、

前記基部と前記先端部との間に配置され、前記基部と前記先端部の外径を滑らかに繋ぐように形成されたテーパ部と

を備えたことを特徴とする自動分析装置。

【請求項 4】

請求項 1 記載の自動分析装置において、

前記試料プローブ洗浄容器は、その内側に周方向に間隔を開けて並べて配置され、前記試料プローブ洗浄容器に挿入される前記試料プローブを中心へガイドするためのガイド部材を備えたことを特徴とする自動分析装置。

【請求項 5】

請求項 4 記載の自動分析装置において、

前記ガイド部材は、

前記洗浄処理時における前記試料プローブ洗浄容器内での前記試料プローブの位置を、前記試料プローブ洗浄容器の中心として予め定めた範囲に保持する保持部と、

前記保持部よりも上方から前記試料プローブ洗浄容器の開口部の範囲において、前記試料プローブ洗浄容器の外周側から内周側に向けて下方に傾斜して形成された導入部とを有して形成されたことを特徴とする自動分析装置。

【請求項 6】

請求項 1 記載の自動分析装置において、

前記試料プローブ洗浄容器内での前記試料プローブの洗浄処理の際に、洗浄液の吸引吐出ができるなどを特徴とする自動分析装置。